

総務文教常任委員会

R4. 11. 9 (水)
午後1時30分～
全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

市長公室

- 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備について

生涯学習部

- 東部児童館・東部文化センター改修整備工事について
- かめおか霧の芸術祭に係るクラウドファンディングの実施について

総務部

- 亀岡市個人情報保護法施行条例の制定について
- 体験型こども防災イベント「めぎせ！！こども防災士」の実施について

教 育 部

- 学校規模適正化の取組について
- 放課後児童会の充実について
- 「亀岡市デジタル文化資料館（仮称）」構築事業について
- サイエンスフェスタ2022の開催について

3 その他

- (1) 年間活動のまとめについて
- (2) 次回の日程について

総務文教常任委員会 資料

令和4年11月9日（水）

市長公室 人事課

地方公務員の定年の引上げについて

【地方公務員法第28条の6、附則第21項、第22項】

- 地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされている。
(地方公務員法第28条の2第2項(改正後は第28条の6第2項))
 - 国家公務員法等改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ、65歳とする必要。(各地方公共団体が条例改正で対応)
- ※ ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性により国の職員につき定められている定年(65歳)を基準として定めることが実情に即しないと認められるときは、条例で別の定めをすることができる。

国家公務員と地方公務員の定年(現行)

職		国家公務員	地方公務員	
事務職員などの一般職員		60歳	60歳	○国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める年齢
特 例 定 年	病院、診療所等の医師・歯科医師	65歳	65歳 ※	○職務と責任に特殊性がある等により国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さない場合は、条例で別の定めをすることができる(特例定年) (※ 例：離島で勤務する医師 70歳)
	庁舎の監視等を行う労務職員	63歳	63歳	

段階的な引上げ期間中の定年と完成型の定年

	原則	現行特例定年①(病院等の医師等)		現行特例定年② (守衛・用務員等)
		(a) (b)以外の医師等	(b) 一部の医師等(例)	
現行	60歳	65歳	65歳	63歳
令和5年4月～令和7年3月	61歳	65歳	66歳	63歳
令和7年4月～令和9年3月	62歳	65歳	67歳	63歳
令和9年4月～令和11年3月	63歳	65歳	68歳	63歳
令和11年4月～令和13年3月	64歳	65歳	69歳	64歳
令和13年4月～ 【完成形】	65歳	65歳	70歳	65歳

定年の段階的引上げについて

○ 国家公務員のスケジュールと同様、以下の通り段階的に定年を引き上げる条例改正が必要。

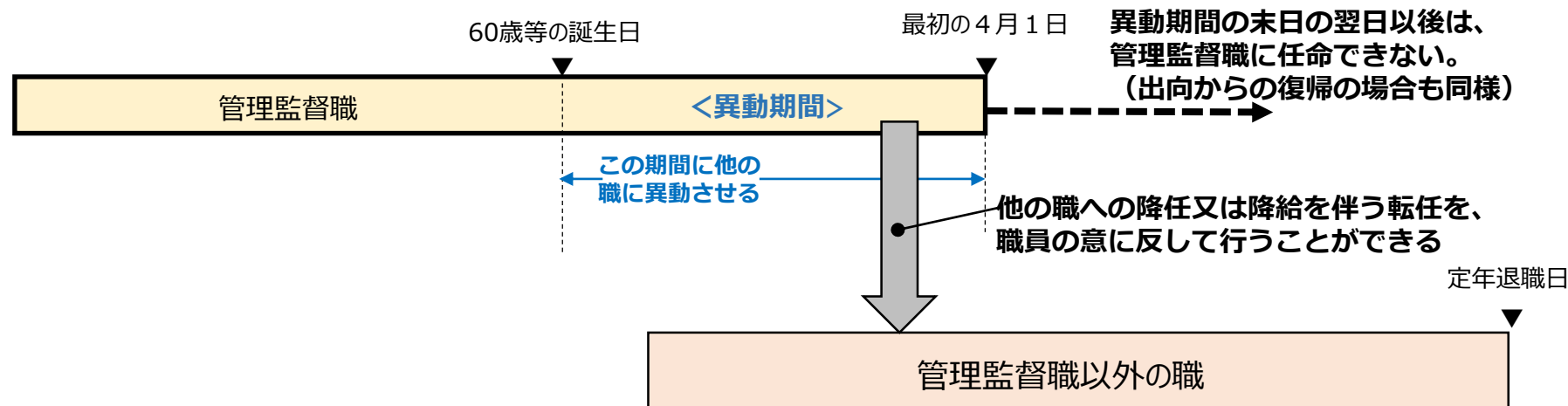
年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
(参考) 各年度で60歳になる者が年金を支給され始める年齢 ※1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 ※2 再任用⑤	65歳 ※2 再任用⑤	「旧地方公務員法再任用職員」 【旧地公法】・§28の4(フル) ・ § 28の5(短) ・ § 28の6(組合・フル短)										
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	【改正附則】・ § 8①・② (暫定再任用へ採用されたものと見なし任期を継承)										
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・ § 4①・③(フル) ・ § 5①・②(組合・フル) ・ § 6①(短) ・ § 7①・②(組合・短)									
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・ § 4②・③(フル) ・ § 5③・④(組合・フル) ・ § 6②(短) ・ § 7③・④(組合・短)					
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再			
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再		
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※1 かつこ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したものの

※2 年齢は年度末年齢

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入する。
 - ・ **管理監督職勤務上限年齢による降任又は降給を伴う転任（第28条の2）**
管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に他の職（管理監督職以外の職等）に異動させる。
 - ・ **管理監督職への任用への制限（第28条の3）**
管理監督職勤務上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、新たに管理監督職に就けることはできない。（管理監督職から降任等をされた職員の場合はその日以後、新たに管理監督職に就けることはできない。）
- 任期付職員等、任期を定めて任用される職員には適用しない。

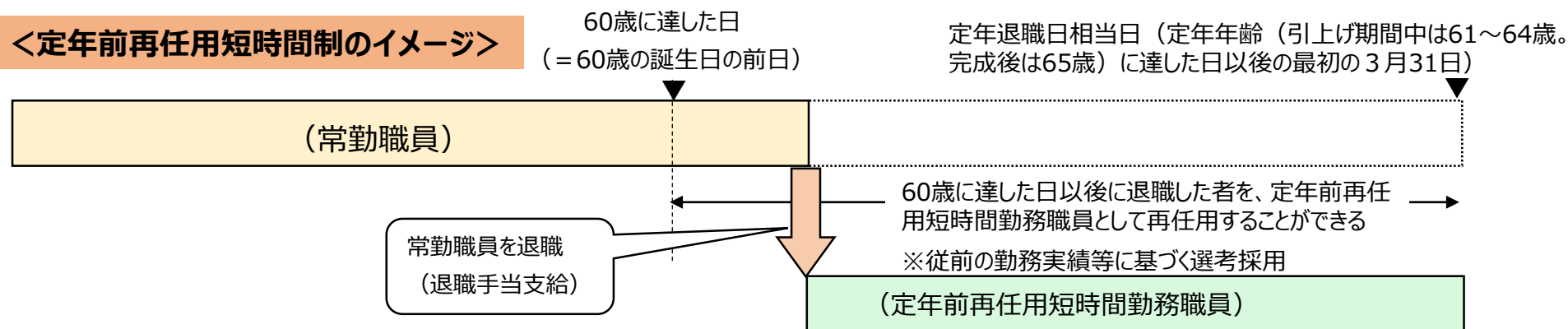
<役職定年による降任等のイメージ>



※管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢よりも高い管理監督職に充てることもできる

- 定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度。
- 任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日まで。
(勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様。)

<定年前再任用短時間制のイメージ>



(参考1) 定年前再任用短時間勤務制と現行の再任用制度（短時間勤務）の比較

	定年前再任用短時間勤務制	現行の再任用制度（短時間勤務）
職員の身分	非常勤職員（短時間勤務の職）	非常勤職員（短時間勤務の職）
職の異動（身分の変動）	退職後、短時間勤務の職に再任用	あり（短時間勤務の職に再任用）
定員定数上の取扱	定員外（フルタイム勤務職員と区別して別途管理）	定員外（フルタイム勤務職員と区別して別途管理）
制度利用可能年齢	60歳以降	60歳以降
給与	国家公務員の再任用職員の給与に準ずる	国家公務員の再任用職員の給与に準ずる
任期	常勤職員の定年退職日に当たる日まで	1年を超えない範囲内
その他	フルタイム勤務への復帰は不可 (公募等を通じた選考採用は可能)	フルタイム勤務への復帰は不可 (公募等を通じた選考採用は可能)

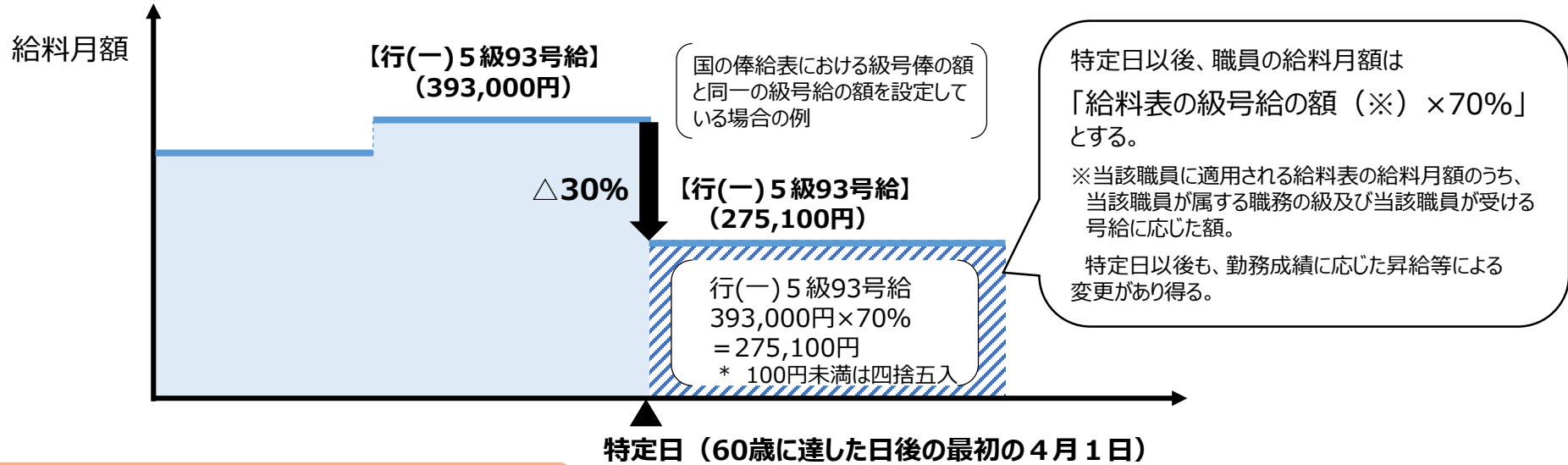
(参考2) 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置。

60歳に達した職員の給与等について①（給与水準）

- 地方公務員の給与及び退職手当については、均衡の原則（地方公務員法第24条）に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、条例において必要な措置を講ずることとなる。
- 具体的には、国家公務員の定年引上げにおける取扱いを踏まえ、以下の措置を講ずることが適当である。

（1）給与水準

- 当分の間、職員の給料月額を、職員が60歳（※）に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、「**7割水準**」とする。
 ⇒ **60歳に達した職員の給与水準について、各地方公共団体の条例改正により対応。**（※）現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢



給料月額の7割措置の対象とならない（10割）職員

- ・ 臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員
- ・ 現行制度下で65歳の特例定年が定められた職を占める職員
- ・ 役職定年制の特例（特例任用）が適用される職を占める職員のうち、「職員の職務の遂行上の特別の事情がある場合」又は「職務の特殊性からみて役職定年による降任等により公務の運営に著しい支障が生じる場合」に該当する職員
- ・ 定年退職日に給料月額の7割措置が適用されていなかった職員で、勤務延長される職員 等

⇒ **7割措置の対象とならない職員について、各地方公共団体の条例改正により対応。**

60歳に達した職員の給与等について②（退職手当）

（2）退職手当

⇒ 60歳に達した職員の退職手当について、各地方公共団体の条例改正により対応。

- 60歳（※）に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。

（※） 現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢

本特例が適用されない職員

- ・ 定年の定めのない者（臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用される職員など）
- ・ 現行65歳特例定年の職員、新特例定年の職員

- 早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額割増率は、当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。（60（※）～64歳の者が応募認定退職する場合は給料月額は割増されない。）

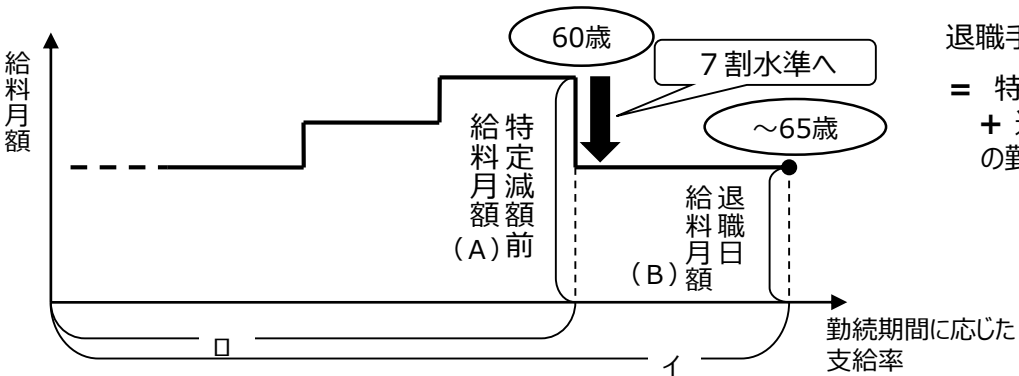
（※） 現行の特例定年の職員（63歳）については、当該特例定年の年齢。なお、現行65歳定年（医師等）の職員については、これまでどおり64歳まで割増。新特例定年の職員についても64歳までは割増。

（現行制度下での割増の対象となる年齢と割増率）

*（ ）書きは現行60歳定年の場合	定年1年前 （59歳）	定年2年前 （58歳）	定年3年前 （57歳）	定年4年前 （56歳）	...	定年13年前 （47歳）	定年14年前 （46歳）	定年15年前 （45歳）
一般職員	2%	6%	9%	12%	...	39%	42%	45%

- 職員が60歳（※）に達した日以後の最初の4月1日（特定日）から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。

（※） 現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢



退職手当の基本額

$$= \text{特定減額前給料月額(A)} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)} \times \text{調整率} + \text{退職日給料月額(B)} \times (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ)} - \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)}) \times \text{調整率}$$

◆ 特定日以後の給料7割水準の職員

「特定減額前給料月額」は、特定日前の最も高かった給料月額
 「退職日給料月額」は、退職日の給料月額（7割水準の給料月額）

支給率(イ)及び(ロ)について、勤続年数「35年」以上は一定のまま変わらない（現行どおり）。

定年引上げに係る改正等対象条例（予定）

- 亀岡市職員の再任用に関する条例
（平成13年亀岡市条例第36号）
- 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
（平成17年亀岡市条例第5号）
- 職員の定年等に関する条例
（昭和59年亀岡市条例第31号）
- 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例
（昭和30年亀岡市条例第12号）
- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
（平成6年亀岡市条例第27号）
- 職員の育児休業等に関する条例
（平成4年亀岡市条例第9号）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
（平成14年亀岡市条例第7号）
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例
（昭和30年亀岡市条例第25号）
- 職員の退職手当に関する条例
（昭和30年亀岡市条例第28号）
- 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
（昭和41年亀岡市条例第30号）
- 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
（平成15年亀岡市条例第38号）

東部児童館・東部文化センター改修整備工事について

	R 4年度												R 5年度												R 6年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
①東部文化センター空調設備更新工事 空調設備更新工事(電気・機械) ・電気(キュービクル更新工事) ・機械(空調設置工事)																															
②東部文化センター改修工事 センター和室改修工事																															
③東部児童館改修整備工事 増築棟工事																															
③'東部児童館改修整備工事 センター空調室(用途変更)改修工事 ※センター空調機械室から児童館遊戯室へ改修																															
④東部児童館除却工事 除却実施設計																															
⑤東部児童館除却工事 児童館除却工事																															

合冊入札

工事資材確保の困難など、社会情勢による不測の事態が発生した場合は工期の延長が想定される。

東部児童館③増築棟工事完了時期が遅れた場合、⑤除却工事の工事完了が年度をまたぐ場合がある。

- ・②東部文化センター改修工事(センター和室改修工事)及び③'東部児童館改修整備工事(センター空調室(用途変更)改修工事)はR4年度に完了。
- ・③東部児童館改修整備工事(増築棟工事)については、児童館整備に係る国庫交付金がR3年度繰越予算で交付されており、R4➡R5への繰越ができないことから、工事内容をR4年度分、R5年度分と分割し、R4年度工事分で国庫交付金の交付を受け、R5年度交付金は改めて交付申請することで、交付基準額満額を確保する。
- ・⑤東部児童館除却工事(児童館除却工事)は、③東部児童館改修整備工事(増築棟工事)完了後に事業着手することとし、速やかに工事着工できるよう発注事務を進める。

かめおか霧の芸術祭に係るクラウドファンディングの実施について

実施サイト	楽天ふるさと納税クラウドファンディング
目標金額	60,000千円(20,000千円×3年)
予算措置	令和5年度～7年度
歳出科目	総務費、総務管理費、文化振興費、文化振興経費
実施期間	令和4年12月～令和5年2月

目的・背景

かめおか霧の芸術祭は文化芸術の振興だけでなく、アートの力を活かしてより魅力あるまちづくりを進めるため、市が中心となって実行委員会形式で推進しています。

令和元年度～3年度は(一財)地域創造の助成を受け、令和4年度は文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金を活用して事業を実施していますが、取組が発展するにつれて実施内容が分野横断的に広がってきたため、文化庁の考える文化芸術の枠に収まらなくなってきております。

このためクラウドファンディングにより資金を確保することで、行政課題に対してさらに実効性の高い取組を推進してまいりたいと考えております。

※本件は楽天に申請中であり、採択されるか11月中に回答される予定

令和4年11月9日

総務文教常任委員会

【 提出資料 】

総務部

亀岡市個人情報保護法施行条例の制定について(概要)

1 条例制定の目的

令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)が改正され、個人情報保護法、行政機関等個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されます。本市の個人情報保護制度については、これまで亀岡市個人情報保護条例に基づくルールとして定めていましたが、法改正により、令和5年4月1日から統合後の法に基づく全国的な共通ルールが適用されることとなります。

このことから、現行条例を廃止するとともに、全国ルールに則した必要事項を定めるため、「亀岡市個人情報保護法施行条例」を制定することとします。

2 条例制定の主な概要

(1)趣旨－第1条－

法の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(2)公務員の氏名－第3条－

個人情報の開示請求について、法では非開示とされている公務員の氏名を開示とするよう規定します。

(3)開示請求に対する決定期限及び特例－第4条、第5条－

法で開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならないとされていますが、現行条例と同じく開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行うよう規定します。期限を延長した場合は、開示請求のあった日から最大44日以内に開示実施すること、また大量の請求があった場合の期限の特例について規定します。

(4)手数料－第6条－

現行条例と同じく手数料は無料とし、写しの作成及び送付にかかる費用を負担することと規定します。

裏面有

(5) 審議会の諮問－第7条－

国のガイドラインに基づき、個人情報の適正な取扱いに関し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに審議会に諮問することができるよう規定します。

(6) その他－附則関係－

経過措置として、実施機関の従事者、委託を受けた業務の従事者、指定管理の業務従事者等が、条例の施行前に保有していた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報を条例の施行後に不正に提供等をした場合の罰則などに関して、現行条例の廃止後も従前の例によることとする経過措置を規定します。

また、法の改正、施行条例の制定等に伴い、関連する条例5件について、まとめて附則にて改正します。

3 条例の施行日

令和5年4月1日から施行

亀岡市個人情報保護法施行条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに財産区をいう。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）第7条第2号ウに掲げる情報（同号ウに規定する公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開

示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(手数料等)

第6条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(亀岡市個人情報保護条例の廃止)
 - 2 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)は、廃止する。
(亀岡市情報公開条例の一部改正)
 - 3 亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。
第11条第2項中「60日」を「44日」に改める。
(亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
 - 4 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。
第1条中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、「及び亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。)第28条第1項」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び亀岡市議会個人情報保護条例(令和○年亀岡市条例第○号)第45条」に改める。
第4条の3第2項中「。以下同じ」を削る。
第5条を次のように改める。
- 第5条 削除
- 第5条の2から第5条の9までを削る。
(亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 5 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び個人情報保護制度」を削り、「答申」を「調査審議」に改め、同条に次の3項を加える。

2 審議会は、亀岡市個人情報保護法施行条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第7条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。

3 審議会は、亀岡市議会個人情報保護条例（令和〇年亀岡市条例第〇号）第45条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。

4 審議会は、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係る機関に対して意見を述べることができる。

（亀岡市行政不服審査に関する条例の一部改正）

6 亀岡市行政不服審査に関する条例（平成28年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「審査会」を「審査会又は亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）第1項に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

（亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

7 亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（経過措置）

8 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の亀岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第12条第2項（旧条例第12条の2において準用する場合を含む。）の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、

この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条第1項、同条第2項（旧条例第13条第3項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条若しくは第19条の規定による請求又は旧条例第25条第1項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示等及び是正の申出については、なお従前の例による。
- 10 施行日前に旧条例の規定により審議会及び亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第8項第2号に掲げる者
 - (3) 第8項第3号に掲げる者
- 12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号

に規定する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 3 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

1 4 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

令和4年度亀岡市こども防災士養成事業 実施要項

亀岡市自治防災課

1 目 的

近年、自然災害は全国的に頻発化・激甚化傾向にあり、本市においても集中豪雨や台風により多くの被害が発生している。

これまで、本市の防災啓発は、研修会や訓練など、成人が主な参加者となる事業が大半であり、児童・生徒等の若年層に対する防災啓発は不十分であった。

しかしながら、若年層（児童・生徒等）は、学校や家庭をはじめ日中の行動範囲も広く、大人の保護下でない時間帯も多いことから、例えば、大阪北部地震が早朝の通学時間帯に発生し、多くの学校等で児童・生徒の安否確認や安全確保が課題となったことなどを踏まえると、突発的な災害への対応や日頃の備えに関する学習が大変重要である。

そこで、児童・生徒等、若年層を対象に体験的な防災教育事業を実施し、災害に対する知識や実践力を身に付けることで、防災・減災意識の啓発と将来の防災リーダー層の育成を図る。

2 日 時 令和4年11月26日（土） 午前10時00分～午後3時00分

3 場 所 亀岡市交流会館 2階実習室（亀岡市宮前町神前長野15番地）

4 主 催 亀岡市

5 協 力 （特非）日本防災士会、NHK京都放送局

6 募集人数 20人程度（先着順）

7 対 象 者 小学4年生以上

8 参 加 費 無料

9 主な内容

- ・防災資機材取扱い体験
- ・NHKデジタル防災クラス（体験型オンライン防災事業）
- ・防災食の食事体験
- ・負傷者の救出・搬送訓練
- ・心肺蘇生法
- ・総合訓練（まとめ）
- ・家庭における防災（ふり返り）

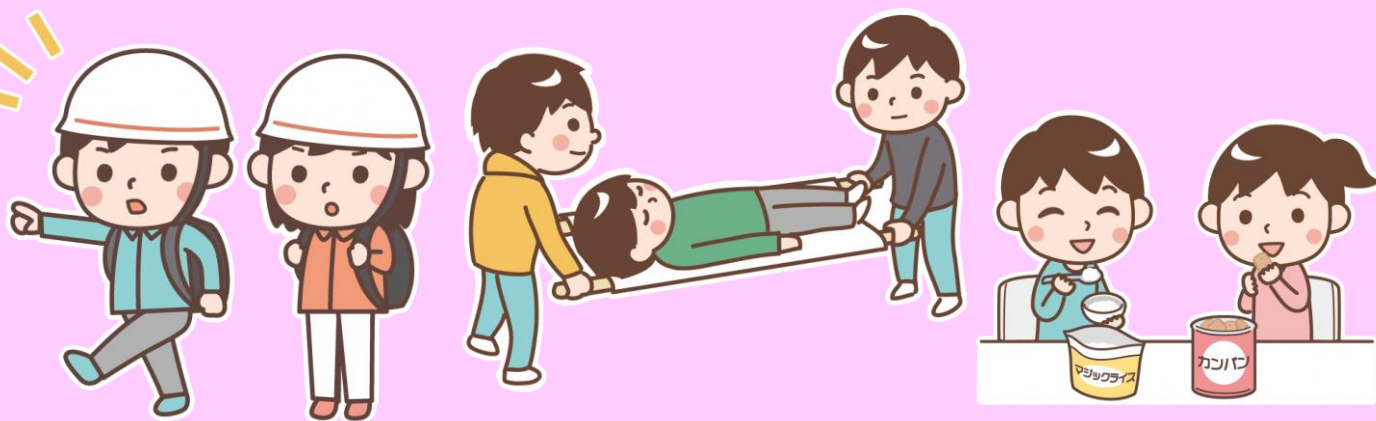
家族を守るのは君だ!!

参加無料

めざせ!!

ぼうさいし
こども防災士

～明るく・楽しく・みんなで学ぶ～



いつ起こるか分からない水害・地震などに備え、
今日からできる防災対策をたのしく学びます。

日 時：令和4年11月26日(土) 午前10時～午後3時

場 所：亀岡市交流会館（亀岡市宮前町神前長野15）

対 象：小学4年生以上

定 員：20名（先着順）

参加費：無 料

主 催：亀 岡 市

協 力：日本防災士会 京都府支部

NHK 京都放送局



めざせ!! こども防災士

(体験型こども防災イベント)

～プログラム～

※内容は変更する場合があります

☆知ろう・学ぼう

①防災グッズをさわってみよう

②「水害」に備えよう

【NHKデジタル防災クラス（体験型オンライン防災授業）】

③防災食っておいしいの？（防災食を食べてみよう）

☆やってみよう

④けが人を助けよう（救助・搬送）

⑤救命処置をやってみよう（心肺蘇生法など）

☆考えてみよう

⑥総合想定訓練

⑦おうちでできる防災って？（まとめ・ふりかえり）

※保護者も参加・見学していただけます

※終了後、日本防災士会京都府支部から「こども防災士認定証」を交付します

～応募方法～

◇電話または下記QRコードから申し込んでください。

【電話の場合お知らせください】

【QRコード（申込フォーム）】

①児童氏名 ②学校名・学年

③住所 ④電話番号



◇申し込み・問い合わせ先

亀岡市自治防災課（亀岡市役所6階）

【電話】0771-25-5097（平日9:00～17:00）

【E-mail】jichibousai@city.kameoka.lg.jp

亀岡市立育親学園の開校に向けた会議等の開催状況(令和4年10月)

会議名	日時	場所
育親中学校ブロック協議会	10月5日(水)午後7時～	育親中学校
育親学園の開校に向けた調整会議		
◆新学校コンセプト検討グループ 幹事会 グループ会議	10月12日(水)午後7時～ 10月19日(水)午後7時～	育親中学校 育親中学校
◆教育・学習環境検討グループ 幹事会 グループ会議	10月13日(木)午後6時～ 幹事会で決定	本梅小学校 同左
◆通学・施設検討グループ 幹事会 グループ会議	10月7日(金)午後7時～ 10月12日(水)午後7時～	育親中学校 育親中学校

放課後児童会の充実について

「子どもファースト宣言」に伴い、亀岡市放課後児童健全育成事業（放課後児童会）については、令和5年度から制度の拡充を図るため、以下のとおり条例の制定及び廃止を行い、その制定(案)を令和4年12月亀岡市議会定例会に上程予定としています。

①「かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例」の制定

「子どもファースト宣言」に伴い、放課後の時間帯だけでなく、休日の保育の受け入れを行うなど、制度の見直しを行い保育サービスの拡充を図るため、名称を「放課後児童会」から「かめおか児童クラブ」に改め、新たに条例を制定することにより、放課後児童健全育成事業を積極的に展開していくこととします。

なお、本条例の制定により、「亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例」は廃止します。

【条例の内容】

- ①名称を「放課後児童会」から「かめおか児童クラブ」に改める
- ②平日の開設時間を午後7時まで拡大（現行：午後6時30分まで）
- ③土・日曜日・祝日の開設（現行：月1回土曜日の午前のみ）
- ④1家庭2人目以降の負担金を無料化（現行：半額）
- ⑤日単位（日額利用）の申し込みを可能とする（現行：月額利用のみ）
- ⑥利用区分に応じた月額負担金及び日額負担金を設定

②「亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正

「放課後児童会」から「かめおか児童クラブ」に名称を改めることに伴い、亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち、一部経過措置を設けている基準について、名称変更後においても経過措置を適用できるよう内容を改めます。

【改正内容】

「かめおか児童クラブ」においても、設備の基準（児童1人あたりの専用区画面積）、支援の単位（1支援単位の児童数）及び運営規程（利用定員を定める）に関して経過措置を設ける。

(R4.11.9 総務文教常任委員会用)

亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務の進捗状況について

○事業名及びスケジュール

① 亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務(ソフト事業)

10月21日(金) 契約締結および業務委託開始

10月27日(木) 契約後初の株式会社 stu と全体的な打ち合わせ

※ホームページ・メタバース・データベース・ラボのそれぞれの担当者らと

今後のスケジュール等について協議した

② 亀岡市文化財収蔵庫整備業務(ハード事業)

11月10日(木) 契約締結および業務委託開始

11月下旬 各種申請(建築確認等)、地元大井町説明

12月初旬 工事着工

サイエンスフェスタ2022

～ 見て、触れて、作って、実感！ ～

入場無料

開催日時 : 11月23日(水・祝日)
10:00～15:30

開催場所 : ガレリアかめおか

科学体験

実験・観察
ものづくり
自然・環境
ICT・SDGs

科学展示

科学技術
自然科学
環境・SDGs

サイエンスLive

サイエンスショー
科学技術紹介

YouTubeライブ配信

サイエンスフェスタは、「知る(探求)、つくる(創造)」をキーワードにした、産官学共同による開催歴26年の科学イベントです。

ぜひ、ご来場を！

☆ホームページは☆
☆こちらから☆



☆ご来場の際は、マスクの着用・手指の消毒・ソーシャルディスタンスの確保をお願いします。

☆新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、開催を中止したり、入場の制限をしたりする場合があります。

【主催】亀岡市・亀岡市教育委員会

【主管】亀岡市みらい教育リサーチセンター

【後援】京都新聞 NHK京都 KBS京都

エフエム京都

<申請中>

亀岡市放課後健全育成事業に係る負担金について

平成22年4月1日に施行した「亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）」において「負担金」として規定し、受益者負担の原則のもと、公平性の確保を図っています。負担金については、以下のとおりです。

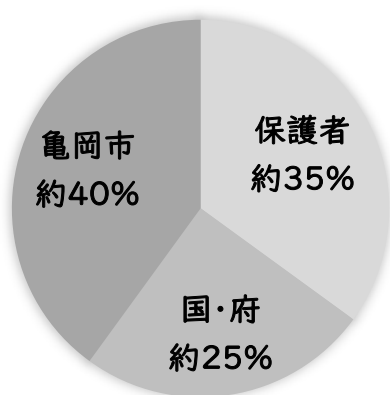
【現在の月額負担金】

区分	開設時間	5月、6月、9月、10月、 11月、12月、1月、2月	4月、7月、3月	8月
通常保育	授業終了後～ 18:00	5,000円	6,000円	8,000円
延長保育	18:00～18:30	500円	500円	500円
土曜日	第2土曜のみ 8:30～12:30	200円	200円	200円

※ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度の市民税非課税世帯は、通常保育に係る負担金のみ免除とし、同一世帯2人目以降は、通常保育に係る負担金のみ半額とする。

【負担金の算定根拠】

放課後児童健全育成事業費負担割合



$$\text{保護者負担金} \div \text{登録児童の延べ在籍月数} = \underline{\text{月額負担金}} \quad (\text{平成22年度})$$

○上記の負担金算定の考え方から、月平均開設時間80時間の場合、月額5,000円と設定。

○開設時間が長い月（夏季休業期間等）は、月の開設時間から月平均開設時間に対する按分率を算出し、月額料金を設定。

4月、7月、3月の開設時間：約100時間 → 月額6,000円

8月の開設時間：約150時間 → 月額8,000円

○土曜日・延長保育の利用については、基本額（月80時間で月額5,000円）から1時間当たりの負担金50円を算出し、それぞれの月額料金を設定。

土曜日：開設時間4時間 → 月額200円

延長保育：開設時間1日30分、1箇月20日として10時間 → 月額500円

亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務委託事業所概要

事業者名:	株式会社stu
代表者名:	黒田貴泰
所在地:	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目20-1
電話番号:	03-6455-2235
設立年月日:	平成29年4月5日
従業員数:	技術系26人、事務14人 計40人
事業内容:	XR等の先端技術開発を核とした、エンターテインメント制作事業
その他:	<p>社名「stu」の由来は、VirtualとRealの間を行き来し新たな価値を生み出していくという思いが込められ、アルファベットのVとRの間のスペルから来ている。</p> <p>2019年に世界初のVR空間でのバーチャルキャラクターライブの制作や、NHK・KDDIらのナショナルクライアントとのメタバース開発業務の実施経験がある。</p>
国及び地方公共団体との主な取引実績:	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省、R3課題解決型ローカル5G開発実証 ・NHK、番組制作におけるメタバース開発 ・一般社団法人渋谷未来デザイン、バーチャルライブハウス政策 ・KDDI、CityOS開発 ・沖縄アリーナ、AR演出のリモートカメラシステム設計

※内容については、株式会社stu事業所概要から引用

亀岡市デジタル文化資料館（仮称）構築業務公募型プロポーザル参加業者一覧

事業者名

- ・凸版印刷株式会社
- ・スペースラボ株式会社
- ・株式会社stu
- ・株式会社NTTデータNJK
- ・株式会社東急エージェンシー
- ・朝日放送グループ共同企業体
- ・デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー・ KDDI共同企業体